

# じんけん瓦版 第66号

発行日：2017年5月21日

発行：日本聖公会東京教区 人権委員会

## 無実の守大助さんをささえてください

2001年1月6日仙台市北陵クリニックで準看護師をしていた守大助さんは、「入院中の小6のA子さんの点滴に筋弛緩剤マスキュラックスを混入し、意識不明の重体に陥らせた」として殺人未遂容疑で逮捕されました。守大助さんは警察の強引な取り調べで、自白を強要され、1件の殺人・4件の殺人未遂で起訴されました。1審・2審とも無期懲役の判決。2008年最高裁が上告を棄却し、刑が確定しました。千葉刑務所に移送されました。2012年3月に仙台地裁に再審請求を提出し、受理されましたが、2014年3月仙台地裁は再審請求を棄却決定致しました。現在仙台高裁に再審請求を出しています。

☆「一羊会」を立ち上げる

2007年9月私は友人から「励まして欲しい」と言われ、仙台拘置所に手紙を出しました。2008年1月に守大助さんより「聖公会に助けて欲しい」と手紙がきました。丁度「五本木九条の会」で谷主教がお話をされる機会があり、その時に谷主教に守大助さんの手紙をお見せしました。3月私は仙台拘置所で面会をし、温かな人柄に出会い、長時間の取り調べの恐怖を知りました。案内して下さったご両親の無念に言葉がありませんでした。その後大助さんから人権委員会と聖公会平和ネットワーク宛に支援依頼がきたので、当時の代表の方にお渡ししました。守大助さんをどの様にささえられるか、何度も何度も考え、2008年秋「一羊会」を設立しました。大助さんへの手紙の呼びかけと学びの会を始めました。

☆人権委員会との協働

冤罪は国家による人権侵害です。100年前の大逆事件は象徴的な冤罪事件です。刑死100年の2011年11月信濃町教会にて「クリスチャン医師大石誠之助さんを記憶し、公正な裁判を求める祈りの会」を主宰し、人権委員会に協力をお願いしました。人権委員会は千葉刑務所での面会、人権かわら版での守大助さんの詩

聖公会有志「一羊会」代表 森田麻里子の紹介、仙台地裁・仙台高裁への要請書を書いて下さり、仙台の裁判所で一緒に「再審早期開始」を要請して下さいました。守大助さんは国民救援会の支援を受けていて、宮城事務局長は仙台キリスト教会信徒です。そこで昨年6月の仙台高裁の要請のあとに人権委委員会と「一羊会」の共催で仙台キリスト教会小礼拝堂にて「再審早期開始を求める祈りの会」を致しました。



仙台高裁前で守大助さん母（右から二人目）と共に

人権委員会が守大助さんの苦しみを理解し、共に傍にてお祈り下さっていることに感謝の言葉は言い尽せません。

☆守大助さんをささえて下さい。

今年3月人権委委員会の佐々木委員長と共に守大助さんに面会をしました。大助さんは靴を製作する作業から炊事係に変わりました。係官がいない時を見計らって怒鳴る受刑者がいて、イジメに耐えています。時給は40円と伺い、ガラスの向こうの守大助さんへの言葉が探せません。大助さんは46歳になりました。逮捕され16年、無期懲役が確定して9年です

「長時間の取り調べによる自白の強要」と「再審の扉がなかなか開かない」という大きな問題があります。キリスト者平和ネットの内閣府要請行動で大助さんの冤罪を通して司法の改革を訴えました。今年4月日本カトリックの正義と平和協議会「死刑廃止を求める部会主催「福岡事件から冤罪と死刑を考える」があり、

5分頂き大助さんの冤罪を伝えました。46歳のバースディカードに参加の方に励ましの言葉を添えて頂きました。

大助さんのために何が出来るかを考え、小さな働きですが努力を継続します。皆様も大助さんをささえる

仲間になり、友人に伝える、裁判所に要請をする、大助さんに手紙を出す等の行動を起こして頂きたいと心からお願いします。暗闇の迷路で苦しむ大助さんに希望の灯を掲げて下さいませ。

自由 2001年1月6日から 僕には自由がなくなった “無実の罪”という おかしな罪 無実なのに社会から隔離され 15年間 その間 自由なんてない	いったい 先進国とは 名ばかりで後進国だ 暗黒時代の 暗黒裁判 僕は 無実なのに 自由をうばわれている 早く 自由な生活に戻りたい (守大助さんの塀の中の詩より)
--	--

* 守大助さんへの手紙 〒264-0023 千葉市若葉区貝塚町 192	* 再審早期開始要請 〒980-8638 宮城県仙台市青葉区片平 1-6-1 仙台高等裁判所 刑事部 嶋原文雄裁判長 根崎修一裁判官 行方美和裁判官
---	---

### 「道徳」が正式な教科になる

清瀬聖母教会 岸田静枝

いじめが全国的な問題となり、道徳教育の充実を図ることがその解決策であると、文部科学省は 2015年 3月に学習指導要領の一部を変えて、道徳を「特別の教科 道徳」と教科化しました。それにより小学校では 2018年4月から、2019年からは中学校でも、道徳が正式教科になります。

これまでも算数や数学、日本語や英語と並んで、道徳も時間割表の中に記載されていましたが、それは年間 35時間(小学校一年生は 34時間)実施する道徳の時間であり、教科という位置づけにはなっていませんでした。教科には、検定教科書、数値による成績評価、そして教科対応の教員免許が必要です。

今回、道徳が「特別の教科」と呼ばれるのは、正式教科ではあるけれど、成績評価を記述式にすることや、道徳教科教員を配置せず、検定教科書だけを用いるからです。

道徳科初めての教科書検定については、細部まで修正を求める検定意見が相次いだと、ニュースになりました。例えば、「伝統と文化を大切に、国や郷土を愛することにつながる」との検定意見で、パン屋を和菓子屋に修正しました。「家族など生活を支

えてくれている人々や現在の生活を築いてくれた高齢者に、尊敬と感謝の気持ちを持って接していない」と、消防団のおじさんは消防団のおじさんに変更しました。また、「国旗や国歌を大切に、する気持ちのあらわし方」として、国旗に対しては「しせいを正し、ぼうしをとって、れいをします」、国歌に対しては、「みんなでいっしょに歌います」の記述が検定に合格しました。

道徳教育は、個人の人格、内面の自由に関わり、予め用意された道徳的価値観ではなく、直面した課題に向き合うはずですが、正式な教科になる、つまり検定教科書を使って国が定めた道徳的価値観の方向に、子どもたちの意識も容易に統制してゆくことが可能になりました。

6月から各地で教科書展示会が始まります。8社の教科書を手にとって読むことができます。また7月から8月には、各地の教育委員会で採択があり、傍聴することもできます。

この国が変わる時はいつでも、教育現場から始まります。その構図から目をそらさないでいたいと思います。

正義と平和協議会、人権委員会、信仰と生活委員会は、連名で下記の  
「組織犯罪処罰法改正法案の廃止を求める声明」を内閣総理大臣に送達しました。

2017年5月1日

内閣総理大臣 安倍晋三様

### 組織犯罪処罰法改正法案の廃止を求める声明

わたしたちはキリスト教信仰に基づいて「テロ等組織的犯罪準備罪」の新設を内容とする組織犯罪処罰法改正法案（以下「共謀罪法案」という）の廃止を求めます。

わたしたち日本聖公会は、キリスト教の一教派であり英国国教会及び米国聖公会の宣教によって1859年より日本において伝道宣教してきました。先のアジア・太平洋戦争においては敵国の宗教と見なされ、治安維持法により弾圧され多くの信徒・教役者が苦しめられ出獄後間もなく逝去した教会指導者たちもありました。

治安維持法と軌を同じくする共謀罪法案の上程を撤回し、廃案とすべきです。政府は「国際組織犯罪防止条約」の批准のためには「テロ等組織的犯罪準備罪」が必要であると主張しますが、最初の共謀罪法案には「テロリズム集団その他の」は入っていませんでした。また、「国際組織犯罪防止条約」は、マフィアなどの国境を越える集団を取り締まるのが目的です。テロリズムを目的としていません。日本政府は、2000年「国際組織犯罪防止条約」採択時に「テロリズムについては本条約の対象とすべきでない」と主張しました。「テロ等組織的犯罪準備罪」と名称を変えたのは、2020年開催東京オリンピックを利用して共謀罪の成立を目論んでいるからです。尚且つ、共謀罪法案では「越境」という語を外して取り締まる国内の対象集団の枠を広げようとしています。共謀罪法案は過去三度、2003年、05年、09年にその問題性を指摘され廃案となりました。共謀罪法案の内容を変えることなくオリンピック開催を機に「テロ等組織的犯罪準備罪」と名称を変更したなら成立できるだろうとの企みは共謀罪法案の本質を隠すものです。

共謀罪法案は、現行刑法を根底から覆します。現行刑法では実際の犯罪行為が処罰されますが、共謀罪法案では「未遂」「計画」の段階で処罰しますから、捜査機関の恣意的な判断にゆだねられます。処罰の対象は「内面の自由意志」であってはなりません。「既に成された行為」であるべきです。政府を批判する集団は共謀罪によって処罰されるようになります。

共謀罪法案は、憲法19条「思想と良心の自由」、21条「集会・結社・表現の自由」、31条「適正手続きの保障」に明らかに違反しています。

共謀罪法案は、現代の新治安維持法です。政府は「一般人は対象にならない」と言いますが、「対象集団が連続的でなくても変容すれば取り締まりの対象になる」とも言っています。また、法務副大臣は「一般人も対象にならないとは言えない」とも答弁しています。つまり、逮捕された者が一般人の対象から外されるのです。人々から自由を奪う監視社会を招く暗黒の時代、戦争を推し進める社会になります。わたしたちは、イエス・キリストの正義と平和を願って、この共謀罪法案が撤回され、廃案となることを求めます。

日本聖公会東京教区事務所 〒105-0011 東京都港区芝公園 3-6-18 印  
日本聖公会東京教区「正義と平和協議会」 議長 井口 諭  
日本聖公会東京教区「人権委員会」 委員長 佐々木國夫  
日本聖公会東京教区「信仰と生活委員会」 委員長 下条裕章

## 人権週間企画 食肉市場 芝浦と場見学会

食肉処理に従事する人々に対する人権侵害が根強く残っています。

江戸時代以前にはと畜解体の仕事が同和問題と深く関わってきたという歴史や、食肉や「と場」に対する「ケガレ意識」などの誤った観念から、食肉市場で働く人に対する強い偏見・差別が残されている現実があります。

今回、食肉市場・芝浦と場見学会を企画しました。と場の歴史と人権を学び、と畜から解体までの工程を間近に見学します。

●日程： 1日目 5月30日(火)14:00-16:00 事前学習会

2日目 5月31日(水)8:15-12:00 と場見学

(昼食・休憩)

14:00-16:00 事後学習会

●場所：東京都中央卸売市場食肉市場(芝浦と場)(品川駅東口前)

(東京都港区港南 2-7-19 電話：03-5479-0651)

●参加費：無料 (交通費、昼食等は自己負担)

先着15名まで (主催者側で2日間の参加を条件としています。1日のみの参加はできません。)

<問合せ・申込み先>

日本聖公会東京教区人権委員会 (佐々木國夫)

e-mail : [k-sasaki4539@fd6.so-net.ne.jp](mailto:k-sasaki4539@fd6.so-net.ne.jp) TEL : 090-8593-6129

### NCC 2017年人権文化セミナー連続講座～東京と関東の被差別部落フィールドワーク&と場見学～

NCC 部落差別問題委員会では2017年6月～2018年2月までの期間、東京及び関東の被差別部落フィールドワークを中心とした「2017年人権文化セミナー連続講座」を4回にわたって実施し、一年を通して部落差別問題を考えます

#### 第1回・東京・浅草の被差別部落フィールドワーク

日時 2017年6月17日(土) 10:00～15:00

場所 東京都人権プラザ2階(東京都台東区橋場1-1-6)

参加費 1,000円(昼食、タクシー代込み)

#### 第2回・食肉市場・と場、お肉の情報館見学&と場労働者との交流

日時・2017年8月28日(月) 10:00～16時 集合 AVルーム

29日(火) 8:15～16:00 9F 第一会議室

場所・東京都中央卸売市場食肉市場・芝浦と場及びお肉の情報館(東京都港区南2-7-19)

参加費 2000円

#### 第3回・東京・墨田区の被差別部落フィールドワーク

日時 2017年11月18日(土) 9:30～13:00

場所 東京都中央卸売市場食肉市場・芝浦と場及びお肉の情報館(東京都港区南2-7-19)

参加費 1000円

#### 第4回・フィールドワーク・足尾鉍毒事件と被差別部落

日時 2018年2月17日(土) 10:00～16:10

集合場所 午前10時 東武伊勢崎線 館林駅 東口改札

参加費 3000円(弁当お茶代込み)

●申込み NCC 部落差別問題委員会へ名前、所属、住所、電話、メールアドレスを明記して

[nccbdic@gmail.com](mailto:nccbdic@gmail.com) へお申し込みください。

参加費は、人権委員会で負担します。お問い合わせは、

佐々木まで e-mail : [k-sasaki4539@fd6.so-net.ne.jp](mailto:k-sasaki4539@fd6.so-net.ne.jp) TEL : 090-8593-6129